

飯塚市市民公園体育施設指定管理候補者の選定結果

飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年 3 月 26 日飯塚市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、指定管理候補者として、下記のとおり選定した。

1. 施設概要

名 称：飯塚市市民公園体育施設

所在地：飯塚市鯉田 1560 番地 5

施設内容：①施設概要 体育館、運動広場、テニスコート、会議室等

②事業内容 本施設は身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることを目的としており、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず市民のだれもがそれぞれの体力、趣味、目的等に応じて健康づくりや体力づくりに親しむことができる体育施設として事業を実施する。

2. 指定予定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

3. 指定管理候補者

名 称：一般社団法人 飯塚市スポーツ協会

所在地：飯塚市枝国 666 番地 11

代表者：代表理事 福田 良人

4. 選定経緯

令和 4 年 7 月 1 日～ 8 月 1 日

申請要項配付

7 月 12 日

説明会

7 月 29 日～ 8 月 1 日

受付期間

10 月 7 日

第 1 回指定管理者選定委員会

①飯塚市市民公園体育施設の現地調査を行い、施設概要や管理・運営状況を把握

- ②施設所管課へのヒアリング及び申請者から提出された書類の審査
- ③プレゼンテーションに際しての協議

10月21日

第2回指定管理者選定委員会

- ①申請者による事業計画等のプレゼンテーション
- ②申請書類及びプレゼンテーションにおける申請者への質疑応答
- ③選考基準に基づく採点及び審議

指定管理候補者決定

5. 指定管理候補者選定のための選定基準

指定候補者の選定にあたっては、次の基準に照らして審査することを基本とした。

- (1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。
- (3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

6. 選定理由

- (1) 飯塚市総合体育館の基本方針及び第2次飯塚市総合計画の趣旨を十分に踏まえ施設の設置目的について理解していることが評価できる。
- (2) 「潜在課題」等について、実践できていない課題を見直しPDCAを行い、改善を図り運営していこうとする点が評価できる。

選 定 評 価 書 (飯塚市市民公園体育施設)

選定基準	審査項目		申請者																									
			一般社団法人 飯塚市スポーツ協会																									
(1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取り扱いを行われる恐れがないこと	<table border="1"> <tr> <td>利用者の平等な利用の確保</td> <td>(1) 利用者の平等な利用の確保が図られているか</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護対策</td> <td>(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか</td> </tr> </table>	利用者の平等な利用の確保	(1) 利用者の平等な利用の確保が図られているか	個人情報保護対策	(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか	43																						
利用者の平等な利用の確保	(1) 利用者の平等な利用の確保が図られているか																											
個人情報保護対策	(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか																											
(2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること	<table border="1"> <tr> <td>施設の設置目的の理解</td> <td>(3) 施設の設置目的の理解がなされているか。</td> </tr> <tr> <td>管理運営理念・方針</td> <td>(4) 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本的方針が示されているか</td> </tr> </table>	施設の設置目的の理解	(3) 施設の設置目的の理解がなされているか。	管理運営理念・方針	(4) 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本的方針が示されているか	50																						
施設の設置目的の理解	(3) 施設の設置目的の理解がなされているか。																											
管理運営理念・方針	(4) 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本的方針が示されているか																											
(3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">事業計画、方針</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7) サービス向上が見込める提案がなされているか</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(8) 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(9) モニタリングに対する考え方は適切であるか</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業収支計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10) 収支計画が適正で施設の管理運営に係る経費の縮減が図られているか</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(11) 見積額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地域との連携、社会貢献</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(12) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の雇用への取組みに十分な配慮がなされているか</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(13) ワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進に向けた取り組みはなされているか</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(14) 再委託や物品調達などについて市内の企業等の積極的な活用に十分な配慮がなされているか。</td> </tr> </table>	事業計画、方針			(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか		(6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか		(7) サービス向上が見込める提案がなされているか		(8) 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか		(9) モニタリングに対する考え方は適切であるか	事業収支計画			(10) 収支計画が適正で施設の管理運営に係る経費の縮減が図られているか		(11) 見積額	地域との連携、社会貢献			(12) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の雇用への取組みに十分な配慮がなされているか		(13) ワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進に向けた取り組みはなされているか		(14) 再委託や物品調達などについて市内の企業等の積極的な活用に十分な配慮がなされているか。	210
事業計画、方針																												
	(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか																											
	(6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか																											
	(7) サービス向上が見込める提案がなされているか																											
	(8) 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか																											
	(9) モニタリングに対する考え方は適切であるか																											
事業収支計画																												
	(10) 収支計画が適正で施設の管理運営に係る経費の縮減が図られているか																											
	(11) 見積額																											
地域との連携、社会貢献																												
	(12) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の雇用への取組みに十分な配慮がなされているか																											
	(13) ワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進に向けた取り組みはなされているか																											
	(14) 再委託や物品調達などについて市内の企業等の積極的な活用に十分な配慮がなされているか。																											
(4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること	<table border="1"> <tr> <td>業務実績</td> <td>(15) 同種・同類の業務実績があるか</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実施体制</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(16) 団体の運営体制の安定性・継続性は確保できるか</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(17) 有資格者を含めて人的配置は十分であるか</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(18) 危機管理体制、安全対策は十分であるか</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(19) 指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか</td> </tr> <tr> <td>経営基盤</td> <td>(20) 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・公平性）は十分であるか</td> </tr> </table>	業務実績	(15) 同種・同類の業務実績があるか	実施体制			(16) 団体の運営体制の安定性・継続性は確保できるか		(17) 有資格者を含めて人的配置は十分であるか		(18) 危機管理体制、安全対策は十分であるか		(19) 指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか	経営基盤	(20) 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・公平性）は十分であるか	130												
業務実績	(15) 同種・同類の業務実績があるか																											
実施体制																												
	(16) 団体の運営体制の安定性・継続性は確保できるか																											
	(17) 有資格者を含めて人的配置は十分であるか																											
	(18) 危機管理体制、安全対策は十分であるか																											
	(19) 指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか																											
経営基盤	(20) 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・公平性）は十分であるか																											
(5) その他（加点）	市内団体は配点合計の100分の5を加点します。市内団体等と市外団体等が構成する共同事業体の申請にあっては共同事業体協定書に示された出資比率で案分して加点します。	0																										
総 合 計		433																										
総 得 点 (満 点)		600																										
得 点 率 (総 合 計 / 総 得 点)		72.16%																										